

第 2 次 稚 内 市 教 育 大 綱 (案)

■ 位置付けについて

平成 27 年 4 月 1 日改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 1 条の 3 に基づき、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

■ 対象期間について

令和元年度から令和 3 年度までの 3 年間

■ 基本方針について

教育、文化、人材育成等、本市における最上位計画である「第 5 次稚内市総合計画」における教育分野の施策を基本としながら、「家庭教育」、「学校教育」、「社会教育」、「文化・スポーツ」の 4 つの視点から基本方針を示したものです。

柱 ① ≪地域の協働による家庭教育の推進〔家庭教育〕≫

【重点施策】

『子育て運動を基本とした地域教育の推進による親支援・子育て支援の充実』

家庭の教育力の向上を図るため「市民ぐるみの子育て運動」を基本として、親は親として成長しながら、子どもの成長とともに歩めるよう支援し、教育や子育てを取り巻く環境の整備・充実に向けて取り組みます。

「子どもの貧困」対策として、教育の機会均等を図る取り組みを推進し、必要な環境づくりに努めます。

安心して子育てができる環境づくりのため、子育て支援サービスの充実を図り、地域全体で見守る環境づくりを推進します。

子ども達の発達の段階に応じ、地域の行事や体験活動を通じて、規律や協働、善悪の判断や博愛の精神を学び、社会生活に必要な適応力や道徳心を培う活動を推進します。

柱 ② ≪次代を担う人材の育成と地域とともにある学校づくりの推進〔学校教育〕≫

【重点施策】

『新しい時代に必要となる資質・能力を育む学校教育の推進』

社会を生きる子ども達に「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた人間の育成を基本とした「生きる力」を育む教育を推進します。

ライフステージに応じたキャリア教育の実施を目指し、グローバル社会で活躍していく「^{びと}わっかない人」を育成するため、夢と希望を叶えられる教育に向けて取り組みます。

幼・保・小・中・高・大の教育連携の一層の充実に向け、学校種間の切れ間のない接続を目指すとともに、地域とともにある開かれた学校のあり方を追求し、地域コミュニティの核となり得る学校経営の推進に努めます。

柱 ③ ≪市民の学びを支える地域づくり〔社会教育〕≫

【重点施策】

『市民一人ひとりが心豊かに暮らせる生涯学習の推進』

『子育て運動』の理念を継承した「第9次稚内市社会教育中期計画」を基に、あらゆる年代の市民が主体性を持ち、ともに学び合いを通じ、心豊かに育ち合う社会教育を推進します。

生涯学習ニーズの多様化に伴う学習環境の充実と整備に努め、地域のつながりを生み出す共生社会の構築に向けて取り組みます。

柱 ④ ≪まちの魅力を活かした文化・スポーツ活動の推進〔文化・スポーツ〕≫

【重点施策】

『文化・スポーツを身近に感じられる環境の創出』

多様な文化・芸術等に触れる機会を拡充させ、文化の振興を図ります。

スポーツの推進については、生涯にわたって、様々な形で積極的にスポーツやレクリエーション活動に参画できる環境づくりを推進し、生き生きとした人生を送ることができるよう、日常的に運動に親しむ機会の充実を図ります。

柱① 地域・家庭における教育力の向上〔家庭教育〕**【重点施策】****『子育て運動を基本とした家庭・地域・学校の「連携」と「協働」による地域教育の推進』**

すべての子どもたちが、安全な環境で安心して適切な教育を受け、健やかに成長することができるよう、稚内市の財産である子育て運動を基本に家庭・地域・学校がそれぞれの役割と責任を果たしながら連携・協働し、教育・福祉関係機関と協力の下、教育や子育てを取り巻く環境の整備・充実に取り組みます。

特に現在、大きな社会問題となっている「子どもの貧困」対策を推進していく上で、その実態に関する調査研究を進め、必要な環境整備と教育の機会均等を図る取り組みを推進します。

また、「いじめ」や「不登校」の問題に対しては、命の大切さや他人を思いやる心など、子どもたちの豊かな心を育み、様々な問題の解決に向けて、家庭・地域・学校それぞれがもつ役割を担いながら、相互連携・協働の取り組みを通じて、地域の教育力の向上を図ります。

総括**〔子育て運動〕**

各地区の子育て連絡協議会の活動もあり「子育て運動」への取り組みは継承されているが、近年は発達障害や貧困問題など様々な子育ての悩みもあり体制もこれらに対応する必要がある。子ども達への支援は充実しているが、親自身が大人になり切れていない側面がみられ、今後は「親育ち」への検討や、家庭教育に重要な親子のふれあいが大切である。

行政間の連携はあるが現代は親同士のつながりが不足しており、世代間交流も含め機会の創出に努めていく。また、コミュニケーション能力が不足しがちな子どももいるため「人と関わる能力（非認知能力）」の育成が注目されており、コミュニケーション能力を身につける環境の整備が重要である。

〔子どもの貧困対策〕

平成27年度に子どもの貧困の連鎖を断ち切るために、子どもの貧困対策本部会議、子どもの貧困対策プロジェクト会議を設置し研究を進めた結果、「18項目の提言」として市長へ要望があった。その提言を受け、幼保小中高大などの連携体制「教育連携会議」の設置、中学校区4地区の子どもの支援ネットワークの充実、地域食堂ふらっとの誕生、子どもの貧困対策市民シンポジウムの開催のほか、医療費無料化の中学生までの拡大などの環境整備を進めることができた。平成30年度より給付型の稚内型奨学金創設に向けて研究を進めており、教育の機会均等に取り組んでいるところである。

〔いじめ・不登校〕

教育相談所、学校適応指導教室（つばさ学級）を通じて各学校と相互に連携し、課題解決に努めている。ただ様々な事情により不登校となる児童生徒は増加傾向で、つばさ学級の在籍児童生徒数も同様に増加傾向である。今後も引き続き情報や課題を共有し課題解決に向けて迅速な対応を図っていく。

柱② 時代に即した学校教育の推進 【学校教育】

【重点施策】

『子どもたちの将来に夢と希望を与える学校教育の推進』

教育環境がめまぐるしく変化する時代に生きる子どもたちに「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の知・徳・体をバランスよく育て、子どもたち一人ひとりに「将来への夢と希望」を与えるために、この3つを基盤とした「生きる力」を育む教育を推進します。

また、「地（知）」の拠点事業を展開する稚内北星学園大学と連携した教育の推進を図るとともに、地域で新たな雇用創出や若者定着などを促進するため、大学の教育機能を活用した地域活性化に寄与するまちづくりを進めます。

さらには、幼・保・小・中・高・大の連携により、稚内らしい「学びの連続性」の充実を図り、本市の将来を担う子どもたちが、ふるさとに愛着と誇りを持って、将来に夢と希望を与える教育の実現に向けて取り組みます。

総括

【学校教育全般】

2020年度以降、新学習指導要領に移行され、小学校において「英語」の教科化にあたり、検討会議を開催し、移行に向けて時数確保の方法や教材研究などについて協議を行ってきた。時数確保にあたっては、行事の精選、卒業式の平日実施、モジュール授業の実施といった市教委の方針に基づき、各学校の裁量により移行期間において時数確保を図った。現在、完全移行に向けて各学校で最終的な調整を図っている。

学力向上については、平成29年度に校長会、教頭会、教育研究会、PTAなどで構成される「学力向上推進会議」を起ち上げ、全国学力・学習状況調査において全国平均まで引き上げるにあたって、各団体で協力して進めることを確認した。また、教育研究会と連携しながら、学力向上先進地学び隊派遣に補助し、授業づくりや学校経営などについて市内で還元を図っている。

平成30年度には管内の教育研修・研究機能の一元化を図ることを目的として「宗谷教育研修センター」が起ち上げられた。これを機に管内全体で学力向上につなげようと、優れた事例を宗谷全体で共有する目的として、指導案や教材のデータベース化が計画されている。このデータベースを活用しながら学力向上を図っていく考えである。

何のために学んでいるのか、実感を持ってないまま学校に通う子どもも少なくないが、その子どもたちにどのような力を身に付けさせるか、学校・地域の共通理解のもとで進める必要がある。そのため、平成31年2月の「教育連携会議」では、子ども達が主体的に将来の夢や希望を持てるよう、幼保小中高大の発達段階に応じて一貫した、ふるさと教育やキャリア教育のカリキュラムを基に、稚内を支える地域のリーダーや世界で活躍する人材育成のため、令和元年度中に「稚内キャリアデザイン」を策定する方向性を確認した。

【稚内北星学園大学】

平成25年度からの本市内4小学校での放課後学力グングン塾では、指導員のサポートとして大学の学生が参加しており、比較的年齢の近い学生からの助言や見守り等が、児童の基礎学力の向上や学習習慣の定着に役立ってきた。

平成26年度から初まった本市中学校の土曜授業では、大学の学生との交流や教授陣が特別授業の実施や、教員向けのICT機器活用研修会へ講師を派遣するなど、市内小中学校と連携した取り組みが進んでいる。また、これまでの小中連携の枠組みをさらに拡大した、平成28年度からの幼保小中高大の稚内市教育連携会議にも参画し、学びの連続性の確立が大きく前進し、平成26年の本市との包括連携協定締結に加え、平成28年には、市内2高校とも包括連携協定を締結し、教育以外の分野においても、地域の活性化に寄与している。

柱 ③ 活気あふれる学びの場づくり 【社会教育】

【重点施策】

『子育て運動を活かした生涯学習の推進』

子どもから高齢者まで、生き活きと元気に過ごせる生涯学習社会の構築を図るため、子育て運動の理念を、未来へと継承していくことを目標に掲げている「第8次稚内市社会教育中期計画」に基に、生涯を通じての学び合いから、本当の意味での「つながり」を保ち、「人づくり」・「地域づくり」を推進します。市民一人ひとりが生きがいを持ち、意欲的に学び続け、互いに育ちあうことのできる社会教育の充実、子どもたちに夢を与えるスポーツの振興、貴重な文化財の保護と活用も含めた文化振興に向けた取り組みを進めます。

総括

【社会教育】

『第8次稚内市社会教育中期計画』での評価・検証において、「青少年教育」では、時代の変化に対応するため情報機器に関する学習を学校や地域単位で実施するとともに、各地区の子育て連絡協議会による活動や青少年交流など、子ども達に貴重な体験の場が提供され一定の成果があった。一方ではモラルを含めた情報機器の賢い使い方が重要となっていることや、子ども会活動を支える指導者やサポーター不足も課題となっている。

「成人教育」においては、稚内学などが座学として定着しており、また、「風～る わっかない」の開設により今まで以上にサークル間の交流も促進されている。今後は、学習成果をまちづくりや地域の課題解決へ役立てられるような仕組みづくり、働く世代に必要とされる学習ニーズへの対応や機会の充実などのため民間事業者等を活用した連携・相互支援の強化が求められている。

「高齢者教育」では、座学などでは高齢者のなかでも各世代を網羅できるよう配慮してきたが、今後は座学だけではなく活動主体へのサポートやインターネット社会だからこそ大切な情報が高齢者にも伝わる工夫や、経験を若い世代へ語り継げる機会の創出を図っていく。

【スポーツ】

『第7次稚内市スポーツ推進中計画』の事業評価・検証より、重点目標にある競技力の向上を進めるため、指導者の資質向上やジュニア世代の育成強化など各関係団体と連携を図るとともに、合宿誘致やプロスポーツの開催など、トップレベルの競技スポーツに触れる機会の拡充に努めてきた。

各競技種目全国大会出場件数では、水泳や空手など継続的に全国出場を果たす選手が生まれており、また、近年、本市より3名のプロスノーボーダーを輩出するなど、そのような機会が子ども達に夢を与えるきっかけにつながっている。

【文化】

長年に亘り、本市の郷土史・文化財の展示活用は北方記念館を中核としてきたが、近年は旧瀬戸邸や樺太記念館が開館したことにより、郷土の歴史や貴重な文化財への関心が高まってきている。児童生徒の学習の場としての活用のみならず、市民や外国人、観光客など交流人口の増加にも寄与している。